

スピード部専門委員会規約細則

第1条 総会では次のことを行う。

スピード部専門委員会の規約の改正並びに事業計画、予算の決定、決算の承認及びその他重要と思われる事項。

第2条 定期総会は毎年春季に行い、総会に準ずる全員集会を毎年秋季（原則として11月第3日曜日）に行う。

第3条 代議員会では次のことを行う。

- 1 専門委員会事業計画案の審議
- 2 予算案の審議、総会提出議案の検討
- 3 執行、監査機関よりの提案事項
- 4 その他重要事項

第4条 常任委員会では次のことを行う。

- 1 総会、代議員会で決定した事項を更正、かつ能率的に執行するための協議決定を行う。
- 2 日本スケート連盟スピード部委員の推薦に関する事。
- 3 公認審判員の推薦に関する事。
- 4 長野県スケート連盟スピード部選出理事の推薦に関する事。
- 5 専門委員の推薦に関する事。
- 6 その他重要事項。（競技役員編成等）

第5条 各部は次のことを行う。

- 1 主 務
 - ①本委員会の企画運営に関する事。
 - ②各部運営の統制連絡に関する事。
 - ③長野県スケート連盟との連絡に関する事。
 - ④専門委員の慶弔に関する事。
 - ⑤その他主務に関する事。
- 2 会 計 部
 - ①本委員会の予算及び決算に関する事。
 - ②会計帳簿の貴重及び保管に関する事。
 - ③会計証拠書類の整理及び保管に関する事。
 - ④その他バジテスト委員会の会計を除く会計に関する事。
- 3 庶 務 部
 - ①専門委員会の名簿に関する事。
 - ②備品の保管及び貸与に関する事。
 - ③諸会議の準備及び会議録の整理、保管に関する事。
 - ④専門委員会の総会並びに競技会への出席に関する事。
 - ⑤その他庶務に関する事。
- 4 普 及 部（スピードスケート及びショートトラック）
 - ①スケーターを育成強化するための指導に関する事。
 - ②各地区のスケート教室開設に関する事。
 - ③専門委員が指導するための講習会、研修会開催に関する事。
 - ④普及のためのバジテスト競技会開催に関する事。
 - ⑤その他普及に関する事。
- 5 審 判 部（スピードスケート及びショートトラック）
 - ①競技規則に関する事。
 - ②審判講習会及び研修会開催に関する事。
 - ③競技施設及び用具の研究に関する事。
 - ④その他普及に関する事。
- 6 記 録 部
 - ①録集編集に関する事。

- ②新記録（日本記録、日本高校記録、日本中学記録、長野県記録、長野県高校記録、長野県中学記録、長野県リンク記録）に関する事。
- ③県記録、県高校記録並びに県中学記録突破者への新記録証配布に関する事。
- ④その他記録に関する事。

7 広報部

- ①年鑑並びに会報編集に関する事。
- ②スピードスケート及びショートトラック普及のための広報に関する事。
- ③報道へのPRに関する事。
- ④その他広報に関する事。

8 バッジテスト委員会

- ①バッジテストの運営に関する事。
- ②各級合格者の認定証及びバッジの交付に関する事。
- ③当該年度の各級合格者の認定状況を認定報告書（様式11-1,2）により、毎年4月30日までに日本スケート連盟へ報告する事。
- ④普及のためのバッジテスト競技会に関する事。
- ⑤その他バッジテストに関する事。

9 コーチ団委員会（スピードスケート及びショートトラック）

- ①長野県優秀選手並びに強化選手の選考に関する事。
- ②長野県優秀選手並びに強化選手の強化及び指導に関する事。
- ③国体並びに中部日本競技会の選手及び監督、コーチの推薦に関する事。
- ④国体県予選会（国体、中部日本）の組合せに関する事。
- ⑤選手を育成強化するための科学研究に関する事。
- ⑥選手を育成強化するための指導書作成並びに視聴覚資料の収集、編集に関する事。
- ⑦その他コーチに関する事。

第6条 監査委員会は次のことを行う。

- 1 本委員会会計の監査。
- 2 本委員会備品表帳簿の監査。
- 3 普及部会計の監査。
- 4 バッジテスト委員会会計の監査。
- 5 バッジテスト委員会備品表帳簿の監査。

第7条 代議員会及び常任委員会の会議は専門委員の誰でも傍聴できる。

第8条 本委員会の各機関での会議には、長野県スケート連盟会長、副会長、専務理事、常務理事、理事はこれに出席して意見を述べることができる。

第9条 本委員会の会費は年額2,500円とし、毎年春季定期総会までに会計部へ納入しなければならない。

第10条 前条に定める会費を期日までに納入しない場合は除籍となる。

第11条 本委員会のための遠距離（県外）出張は、長野県スケート連盟の旅費規程に準じ支給する。